

交際費の分析と 5,000円以下の飲食費

平成16年分の会社の交際費支出額の合計は3兆4千億円強で、ピーク時の平成4年の55.5%と下落が続いていることが、国税庁発表の「税務統計から見た法人企業の実態」により判明しました。今回はこの分析と交際費の平成18年度税制改正について触れてみたいと思います。

1. 調査の客観的な分析

◇営業収入金額10万円当たりの交際費額

10万円当たりの交際費は、平均237円となり、前年実績の247円を更に下回り、過去最低の記録となりました。

◇資本金階級別10万円当たりの交際費額

資本金1000万円未満が599円となっているのに対し、資本金10億円以上では、134円と低い結果となっています。

◇業種別10万円当たりの交際費額

建設業が517円で6年連続でトップとなった他、出版印刷業が405円、化学工業が342円と高い方のベスト3になりました。

今回の特色としては、相次ぐ大手企業の減資等により、全体の資本金総額が、調査開始以来はじめてマイナスとなりました。また、交際費支給額のうち税法上損金の額に算入されない金額は1兆6854億円で、支出額に占める損金不算入の割合は49%と昭和57年以来久し振りに50%を割る水準となりました。

2. 交際費の課税上の範囲の明確化

資本金1億円以下の企業に限って認められている従来の交際費の損金算入特例は2年間延長されそうです。

さらに中小企業の事業円滑化のために、次のような課税範囲の明確化が行われそうです。

すなわち、実務上交際費と会議費の区別の目安がはっきりしていなかったところ、交際費とは別に一人当たり5000円以下の飲食費（役職員間の飲食は除く）について損金算入を認めることを明確化することになります。

ナマの税務相談室

Q 先生、ご存知の亡父のタンス株、上場株式3銘柄を相続し、私の特定口座を開設しました。

A 予てから交際のあったN証券の特定口座ですね。端株の面倒はみてるのですね。取得価額は例のみなし取得費ですね。F会長…

Q みなし取得費は先生から教わったみなし取得費で受け入れて貰いました。亡父の取得価額の判る資料がなかったので…。それで昨年10月から11月にかけて3銘柄すべて売りました。すべて儲かりました。そのうち12月に特定口座年間取引報告書がきました。これで確定申告ができますね。

A 報告書が早かったですね。私が前から申し上げていた相続による取得費加算の特例計算は織り込まれていませんね。

Q ハイ、証券会社もその件は報告書に計上していないので、報告書上の取得費に加算

亡父のタンス株を 売却した！

したデータを、新たに計上して申告して欲しいと。

A 今日そのデータを持ってきました。F会長は亡父上の株式3銘柄の

すべてを相続して、すべてを売却したのですから単純に計算します。

T電力 3,400株 9,000千円
M電機 1,500株 2,100千円
H製作 2,100株 1,200千円 計12,300千円
相続税課税価額60,000千円
相続税額12,200千円

下記が、取得費に加算される相続税額です。
 $12,200千円 \times (12,300 \div 60,000) = 2,501千円$

結局、N証券報告書の取得費に2,501千円を加算して譲渡所得の計算をします。計算は本来銘柄別にしますが便宜上総額でやりました。

Q よく判りました。個々計算でも数値はほぼ同額ですね。

[参考] 措法39

ナマの税務相談室